

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業実施要領（令和5年5月29日付け5農産第606号。以下「実施要領」という。）に基づいて、実施要領に定める事業主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 事業主体が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けな

ければならない。

(状況報告)

第7条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告書（様式第4号）を求めることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内、又は令和6年3月20日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払できる。

2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 12 条 知事は、第 4 条の補助金交付決定の通知を受けた補助事業者が、要領に定める要件を満たさなくなったときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。
- 3 令和 6 年 3 月 31 日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別 表

補助対象経費	補助率	重要な変更
<p>実施要領に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費。</p>		
<p>1 事業費 (1) ハウスビニール (内張・外張) (2) トンネルビニール (3) マルチ資材 (4) 長期貯蔵用果実個装資材</p> <p>2 附帯事務費 事業主体が行う補助金の交付に必要な振込手数料</p>	<p>2分の1以内</p> <p>定額</p>	<p>事業実施主体の変更</p> <p>県補助金の増加又は30%以上の減少</p>

様式第 1 号（交付要綱第 3 条関係）

令和 5 年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書

記 号 番 号

年 月 日

愛媛県知事 様

所 在 地

事業主体名

印

代表者職氏名

令和 5 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和 5 年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、補助金
_____円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

※ 記以下は別紙によること

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者	(職氏名・連絡先)	
担 当 者	(職氏名・連絡先)	

(別紙)

事業主体名： _____

1 事業の目的（成果）

（現状の課題及び目的達成のために取り組む内容とその必要性を記載）
（実績報告にあつては、取組内容とその成果を記載）

2 事業実施主体の概要

- (1) 事業実施主体の実数 _____ 件
(2) 品目及び受益面積

品目名	受益面積 (a)

(注) 品目数が多い場合は本表を別葉とする。

2 事業内容

資材種別	事業実施 主体数 (延べ)	受益面積 (延べ)	事業費	負担区分	
				県補助金	その他
ハウスビニール トンネルビニール マルチ資材 長期貯蔵用果実個装資材	件	a	円	円	円
小計(a)					
消費税等相当額(b)					
附帯事務費(c)					
合計(a-b+c)					

3 補助金算定表

補助対象経費	補助限度額	補助金額	備考
円	円	円	

(注) 補助限度額は (補助対象経費 - 補助対象経費 / 1.2) / 2 で算出し、1円未満は切り捨てること

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 見積書等（実績報告にあつては、領収書等の写し）
(2) 事業内容内訳書（参考様式1）
(3) 取組計画（報告）書（参考様式2）
(4) その他、知事が必要と認める書類

様式第2号（交付要綱第5条関係）

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業変更承認申請書

記号番号

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

事業主体名

印

代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業を、下記のとおり変更したいので、令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については、この限りではない。

2 補助金の額が増額する場合は、本文中の「要綱第5条の規定により、その承認を申請します。」を「要綱第5条の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第3号（交付要綱第6条関係）

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業中止（廃止）承認申請書

記号番号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
事業主体名 印
代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第4号（交付要綱第7条関係）

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業遂行状況報告書

記号番号

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

事業主体名

代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業の遂行状況について、令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業遂行状況

総事業費	事業の遂行状況				備考
	〇月〇日まで完了したもの		〇月〇日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

※事業内容内訳書（参考様式1）及び根拠資料を添付すること

様式第5号（交付要綱第8条関係）

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業実績報告書

記号番号

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

事業主体名

印

代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業の実績について、令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払実績が確認できるもの（通帳写し等）及び補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものを添付すること。

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担 当 者 (職氏名・連絡先)	

様式第6号（交付要綱第8条関係）

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

記号番号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名 印
代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業について令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付要綱第9条の補助金の額の確定額

¥ _____

（ 年 月 日付け 第 号による額の確定額）

2 補助金額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

¥ _____

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

¥ _____

4 補助金返還相当額（3－2）

¥ _____

（注） 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第7号（交付要綱第10条関係）

令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金精算払請求書

記号番号

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、令和5年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内 訳

交付決定通知額	¥	—
概算払受領済額	¥	—
今回請求額	¥	—

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）

担当者（職氏名・連絡先）

様式第 8 号（交付要綱第 11 条関係）

令和 5 年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金概算払請求書

記 号 番 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和 5 年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、令和 5 年度農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

内 訳

交付決定通知額	¥	—
概算払受領済額	¥	—
今回請求額	¥	—
残 額	¥	—

（※事業内容内訳書（参考様式 1）及び請求額の根拠等が分かる資料を添付すること）

概算払を必要とする理由

※押印を省略する場合は下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）

担 当 者（職氏名・連絡先）

(参考様式1)

事業内容内訳書

※虚偽の申請をした場合は補助金返還となりますのでご注意ください。

事業主体名	事業実施主体数(件)					
総事業費	消費税等相当額		補助対象事業費			
事業補助金	附帯事務費		県補助金の計			
農家名	事業費(円) ※税込み	消費税等 相当額(円)	補助対象 事業費(円)	事業補助金 (円)	附帯事務費 (円)	備考

(参考様式2)

取組計画(報告)書

1 事業対象の確認 ※全てにチェック☑が入る方が対象になります

- 共同出荷に取り組む3戸以上の農業者集団に属していること又は農業従事者が3名以上の農業法人であること ※根拠資料を添付すること
- 愛媛県果樹振興計画又は愛媛県野菜・花き振興計画の主要品目に使用する資材であること
- 資材コスト低減計画に取り組むこと ※資材コスト低減計画書を添付すること
- 令和5年12月31日までに支払いが完了する農業用資材であること
- 令和5年度の資材として確実に購入し、自らの農業生産に使用すること
- 一つの農地につき、一つの作型で使用する資材であること(同一の農地で、対象期間中に複数の作型で作付けする場合、この事業には一つの作型分の資材が申請できる。)※耕作証明書等を添付すること
- 「愛媛県農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱」及び「愛媛県農業用被覆資材価格高騰対策緊急支援事業実施要領」に従うこと

2 事業内容

※虚偽の申請をした場合は補助金返還となりますのでご注意ください。

事業実施主体名						住所		事業主体名			
電話番号						作付面積合計					
事業費						県補助金額の計					
園地番号	栽培品目	作付面積(a)	資材種別	購入資材(商品名・規格)	購入数量	単価(円) ※税込み	事業費(円) ※税込み	消費税等相当額(円)	補助対象事業費(円)	県補助金額(円)	